

生活保護制度に関する重点提言

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な法改正がなされないまま、今日に至っており、また、少子高齢化や家族形態の変化など現在の社会経済構造に十分対応できず、制度疲労を起こしている。

そのような中、全国市長会は、平成 18 年度に全国知事会と共に、将来を見据えた生活保護制度等について検討を重ね、「新たなセーフティネットの提案」として、①稼働世代のための自立支援集中プラン、②高齢者対象制度、③ボーダーライン層への就労支援制度を提案したところである。

その後、世界的な金融危機に端を発し、我が国でも失業者、低所得者の急増や急激な経済・雇用状況の悪化等により、生活保護受給者は、200 万人を超え、生活保護に要する財政負担が都市自治体の財政を圧迫している状況にある。

さらに、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、生活基盤を失った被災者の方が今後、生活困窮に陥る事態が懸念され、生活保護の申請件数のさらなる増加が見込まれている。

よって、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。その際、国と地方の協議の場等において十分協議し、都市自治体の意見を尊重すること。
2. 国の責任において、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する就労自立支援策を講じること。
3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。